

I 年次報告書の考え方

I 年次報告書について

「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(以下「第四次行動プラン」)は、「人権が尊重される三重をつくる条例」(平成9(1997)年10月施行)に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」(平成27(2015)年12月改定)をさまざまな主体で着実に推進していくものです。

「人権が尊重される三重をつくる条例」は全部改正され、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が令和4(2022)年5月19日に施行されました。この条例に基づく人権施策基本方針が策定されるまでの間は、現行の人権施策基本方針を新条例に基づく基本方針とみなすこととされています。

第四次行動プランでは、新たに「誰一人取り残さない」というSDGs(注)の理念をふまえ、行政だけでなく、企業、NPO、個人などのさまざまな主体と連携して人権が尊重される社会の実現をめざしています。個別の人権課題においては、SDGsの17のゴール(目標)の中で、どのゴール(目標)に該当する取組があるのかをアイコンで示しています。

人権施策の進捗管理は、第四次行動プランに基づく取組状況を「年次報告書」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告書は、令和4(2022)年度を取組状況について取りまとめました。

なお、第四次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

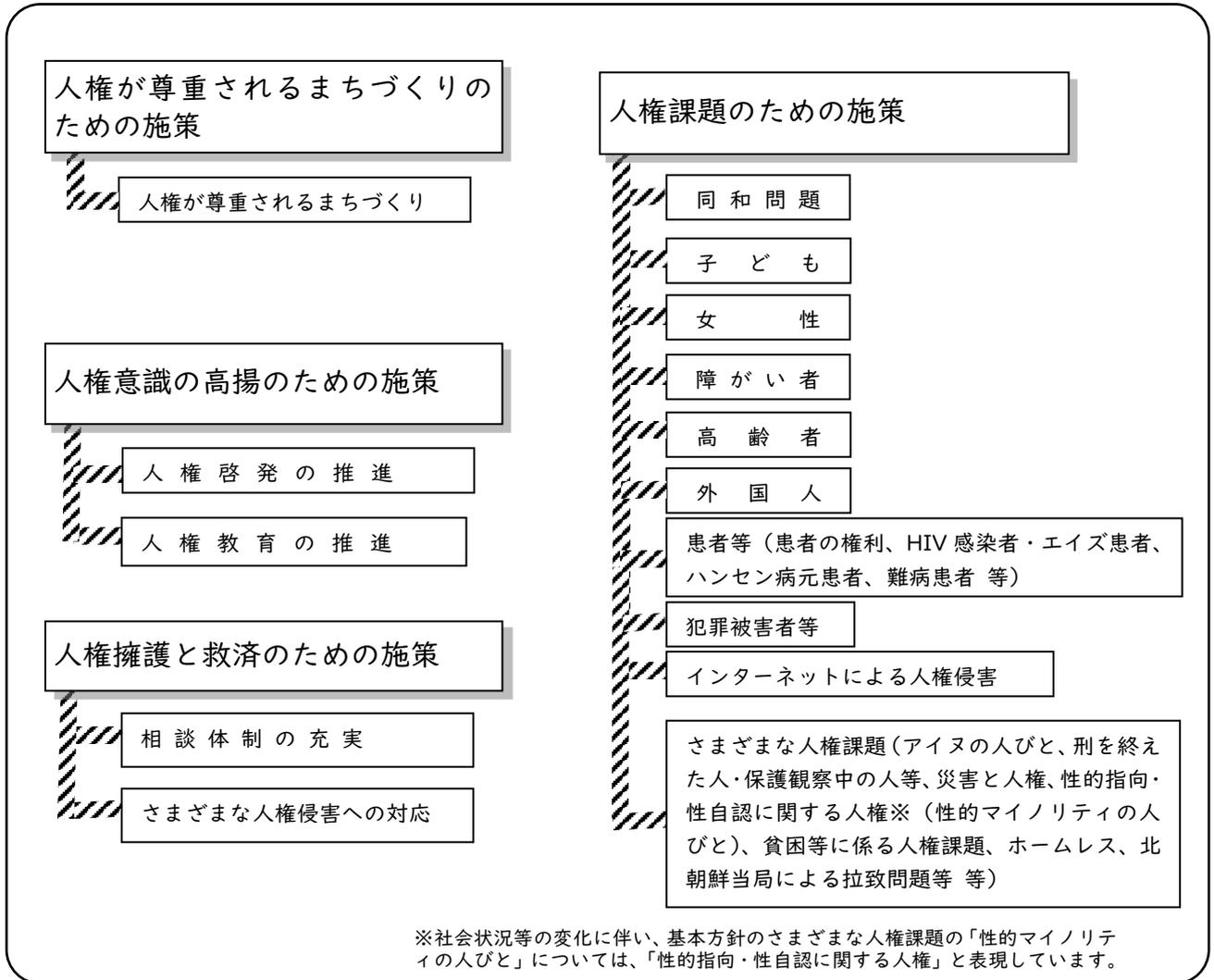
施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース(基礎)にした個別の人権課題への対応

【「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」施策体系図】



注）SDGs(エスディーゼーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) 2015（平成27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざしています。17のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な169のターゲット（達成基準）からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。

